

令和5年 第3回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年3月27日 午後2時00分から午後4時01分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 9名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	欠		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠員	—					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第3回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 岡野 和紀 委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は成願寺の欠下、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計で1,516㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は贈与による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は若干、枯れ草が伸びておりますが、譲受人により耕作されることから問題ないと考えられます。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 大家地区 澤田委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、毎日、農業に従事しています。譲渡人は、高齢で農業に従事していません。狭山市在住で、娘も農業をしないということで、農地を耕作している人を探していたところ、隣接している譲受人に去年から相談していたということです。小委員会では、譲受人が取得することは、問題ないということとなりましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第11号については許可と決定します。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は戸宮の清水橋です。地目は畑で地積は157㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。なお、隣接する宅地と合わせて300㎡を住宅の敷

地とするとのことでした。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は新堀の出口、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で333㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は新堀の出口、ほか3筆です。地目は畑で地積は合計で422㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は長岡の上耕地、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計で337㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果につきましては、農地転用許可済みの農地への住宅建築の資材搬入のため、鉄板が敷かれておりますが、住宅建築が終われば、取り除かれることとなり、やむを得ないものと考えます。また、他の部分は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件及び6番案件については、譲受人及び譲渡人が同一で、申請目的が駐車場及び工場を一体的に利用するものですが、契約の内容が賃借権設定と所有権移転で異なるため、別案件としましたが、一括して説明させていただきます。

5番案件の所在地は多和目の天神前です。地目は田で地積は162㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場の敷地拡張で契約の内容は賃借権設定です。

6番案件の所在地は多和目の天神前です。地目は田で地積は510㎡です。

譲受人及び譲渡人は5番案件と同一です。申請事由は工場の敷地拡張で契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、第1種農地の不許可の例外の既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当しています。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、工場からの排水については、合併浄化槽を経て水路への放流となっており、また、駐車場の雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっていることから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 小島委員 2番から4番 入西地区 齊藤委員
5番、6番 大家地区 武藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の宅地部分については、近隣の自動車整備工場が駐車場として活用していましたが、整備工場がなくなり、現在は、自動車は置かれておらず、砂利敷きになっています。農地の部分については、適正に管理されており、近隣は宅地になっていることから、周辺の農地への影響はありません。小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件と3番案件は、譲渡人が同一であり、農地の所在地も隣接していることから一括して説明します。譲渡人は就農の意思がありません。また、子が2人いますが、譲渡人とは別に住み、就農の意思はありません。もうひとりの譲渡人は、譲渡人の義母で成年後見人を置いています。周辺には農地がなく、団地にも隣接していることから、小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の譲渡人は相続で、この農地を取得しました。譲渡人の親は、耕作していたとのことですが、譲渡人は、会社に勤めており、他の農地で自宅で消費する程度の耕作をしておりますが、この農地を耕作したことはないということです。周辺は住宅地になり、農地が若干残っておりますが、農地への影響はないと思われれます。小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

5番案件と6番案件は譲渡人と譲受人が同一ですので、一括して説明します。譲渡人は、日高市にも農地を持っていますが、80歳代半ばの高齢で、歩行も難しいことから、農地を管理することができなくなり、譲受人に農地を提供することになったとのことです。5番案件の駐車場の部分については、譲渡人がこの近くに住んでおり、将来的に何か活用するかもしれないということで、所有権移転ではなく、賃借権設定にしたとのことです。小委員会では、転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第12号は、許可相当と決定します。

議案第13号 令和5年度の最適化活動の目標の設定について

議 長 議案第13号 令和5年度の最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和5年度最適化活動の目標の設定等により説明】

最適化活動の目標の設定については、国で定めた様式があり、それに基づき令和5年度の目標を定めるものです。

内容としては、「Ⅰ農業委員会の状況」、「Ⅱ最適化活動の目標」について、記載しています。

最適化活動の成果目標のうち、農地の集積については、現在の管内農地面積1,170haに対し、集積の目標を令和14年度、集積率50%としています。そして、今年度の新規集積面積を31ha、今年度末の集積面積280ha、今年度末の集積率を23.9%としています。

遊休農地の解消については、令和3年度緑区分の遊休農地15.2haに対し、解消目標面積を3haとし、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を2.9haとしています。

新規参入の促進については、直近3年度の新規参入者の状況、直近3年度の権利移動面積及びその平均を記載するとともに、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を5.3haとしています。

推進委員等が最適化活動を行う目標日数については、1人当たりの活動日数を1月当たり7日としています。また、12月から2月までの3か月を活動強化月間としています。

さらに、委員ごとの最適化活動の目標を定めております。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第13号令和5年度の最適化活動の目標の設定については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第13号は原案のとおり決定します。

議案第14号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第14号 農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

2月分の農用地利用権設定申出は、更新が20件、29筆、面積の合計が39,474.00㎡で、新規が23件、41筆、面積の合計が40,731.00㎡です。新規の内訳はすべて一般分です。また、更新と新規の合計は、43件、70筆、80,205.00㎡です。

令和5年4月1日設定後の利用集積面積は、合計3,273,510.52㎡となります。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第14号農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いましたが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり決定します。

議案第15号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長 議案第15号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

農地利用配分計画を設定ですが、30件について、設定するもので、契約の始期は6月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議 長 ご質疑等はございますか。

委 員 資料の中にある権利の種類賃貸借と使用貸借の別について、記載誤りがあると思われる箇所があると思いますが、どうですか。

議 長 資料の記載内容について、事務局に確認いたさせます。
暫時休憩します。

（休憩 15：21～15：26）

議 長 再開します。
資料の確認に時間がかかるようですので、先に議案第16号を審議します。

議案第16号 農業委員会事務局職員の任免について

議長 議案第16号 農業委員会事務局職員の任免について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【事務局職員の任免一覧表により説明】

議案第16号の農業委員会事務局職員の任免については、令和5年4月1日付けの市の人事異動により、職員の任免を行うもので、3月31日付けで、事務局長が定年退職により、また、主任が異動により事務局職員を免ずるものです。また、新たに事務局長、主任及び主事を任命するものです。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第16号 農業委員会事務局職員の任免については、懸案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第16号は、原案のとおり決定します。

議案第15号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長 議案第15号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

農用地利用配分計画（案）の資料について、誤りがあることが確認されました。本来ですと、資料を差し替えて審議いただかなければならないところですが、資料作成に時間を要することと、市長への回答期限があることから口頭による説明でご了承いただき、訂正後の議案資料は後日配布させていただきたいと思っております。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第15号農用地利用配分計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第10号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第3号 専決処分の報告について

議長 報告第3号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第3号ですが、2月分の専決処分は、農地法第3条の3の届出10件、農地法第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出7件です。内容は、記載

のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
 (質疑・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第1回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年3月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員